

【 重要なお知らせ 】

2020 年 1 月 10 日

お客さま 各位

砺波信用金庫

法令等にもとづく預金規定等の一部改正および電子化のお知らせ

平素は、当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

今般、当金庫は、2018 年 2 月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」および 2020 年 4 月の「民法改正」を踏まえ、預金規定等を 2020 年 4 月より下記のとおり改定いたします。

改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、過去にご確認させていただいたお客さまのお取引目的やお客さまに関する情報等を再度ご確認させていただく場合があります。その際には、各種確認資料等のご提示をお願いすることもありますので、何卒ご協力をお願いいたします。

当金庫が求めるお客様に関する情報の確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合や当金庫の判断により、お取引をお断り、またはお取引を制限させていただく場合があります。なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

また、当金庫は、環境に配慮した取組み（紙使用量の削減）の一環として、最新の各種預金関連規定を当金庫のホームページでご確認いただけるようにいたしますので、各種預金関連規定の窓口配布を終了させていただきます。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となる主な預金規定等

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定、貯蓄預金規定、当座預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定、総合口座取引規定、定期預金共通規定、自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）（非自動継続型・自動継続型）、自由金利型定期預金規定（大口定期預金）（非自動継続型・自動継続型）、変動金利定期預金規定（非自動継続型・自動継続型）、期日指定定期預金規定（非自動継続型・自動継続型）、積立定期預金規定、積立期日指定定期預金規定、定期積金規定、譲渡性預金規定

2. 適用開始日

2020 年 4 月 1 日（水）

3. 主な改定内容（例：普通預金（無利息型普通預金を含む）規定）

以下の条項を新設・追加いたします。また、他の預金規定についても、以下の内容と同様の規定の改定を行います。

※「普通預金（無利息型普通預金を含む）規定」（抜粋）

「取扱店の範囲」条項の一部追加・変更（下線部を追加・変更します）

1.（取扱店の範囲）

普通預金および無利息型普通預金（以下「この預金」といいます。）は、当店（口座開設店。以下同様とします。）のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

「預金の払戻し」条項の一部追加・変更（下線部を追加・変更します）

5.（預金の払戻し）

- （1）この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に署名または記名のうえ届出の印章により押印して、この通帳とともに提出してください。
- （2）前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。
- （3）省略

「届出事項の変更、通帳の再発行等」条項の一部追加・変更（下線部を追加・変更します）

7.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- （1）この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、在留期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。
- （2）前項の印章、名称、住所、在留期限その他の届出事項の変更の届出の前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- （3）～（4）省略
- （5）預金口座の開設等の際には、当金庫は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店に届出てください。

「成年後見人等の届出」条項の一部追加・変更（下線部を追加・変更します）

8.（成年後見人等の届出）

- （1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の名称その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- （2）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の名称その他必要な事項を書面によって届出てください。
- （3）省略

「反社会的勢力との取引拒絶」条項の共通規定からの取込み

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

「取引の制限等」条項を新設

13. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

「解約等」条項の一部追加・変更（下線部を追加・変更します）

14. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当金庫所定の払戻請求書に署名または記名のうえ届出の印章により押印して、通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 省略
 - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 省略
- (3) 省略
 - ① 省略
 - ② 預金者等が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をして

いると認められる関係を有すること
E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 省略

- (4) この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 省略

「通知等」条項の一部追加・変更（下線部を追加・変更します）

1 5. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

「準拠法、裁判管轄」条項を新設

1 8. (準拠法、裁判管轄)

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

「規定の変更等」条項を新設

1 9. (規定の変更等)

- (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める運用開始日から適用されるものとします。